

投資信託等の二重課税調整制度の対象となる可能性の高いJDR

令和8年5月13日

【JDR】

No.	受託会社名	証券コード	銘柄名	決算回数	権利確定日

【上記JDR一覧に係るお問い合わせ】

一般社団法人 信託協会

jdrjim@shintaku-kyokai.or.jp